平成３０年（フ）第１４５号
山梨県甲斐市西八幡3432番地12
債務者　城所貴美代
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
愛媛県西予市宇和町伊賀上1430番地２
債務者　井上　利恵
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成３０年（フ）第７７号
北海道苫小牧市美園町２丁目８番18号
債務者　葛西　秀春
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第９０号
北海道苫小牧市ウトナイ北３丁目３番43号
債務者　藤木なおみ
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第９１号
北海道苫小牧市新明町５丁目10番12号　フォレストハイムⅡ201
債務者　渡部由美子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２６号
岐阜県可児市中恵土1613番地２　コーポラス小森Ｂ－205
債務者　井川　宏樹
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第３５９号
神戸市長田区寺池町３丁目４番５号　大崎方、従前の住所神戸市長田区梅ケ香町２丁目６番14号
債務者　竹下　　猛
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６９号
神戸市灘区山田町２丁目１番24号　シャトー六甲303、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目17番17号　ル・シェール中山手502
債務者　野口　博未
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０８号
兵庫県伊丹市野間北２丁目８番46号
債務者　上原　三枝
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
島根県浜田市周布町ロ323番地１　(205)
債務者　三浦加奈子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第１７０号
岡山市北区宿205番地２　旭川コーポ206、旧住所岡山市北区宿205番地４　藤原アパート８号室
債務者　砂川　清次
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８６号
岡山市北区津高758－２　ホワイトウィング203号室、住民票上の住所岡山市北区津高1780番地
債務者　細川　智之
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３号
福岡県田川郡添田町大字中元寺3717番地１、住民票上の住所福岡県田川郡添田町大字中元寺3515番地
債務者　山本　卓也
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成３０年（フ）第５７号
北海道小樽市稲穂３丁目６番131号　小樽グランドパレス415号室、前住所札幌市豊平区福住１条３丁目12番30号
債務者　大志田　賢
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第５９号
北海道小樽市赤岩１丁目11番19号、前住所北海道小樽市幸４丁目12番17号
債務者　千葉　信悟
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第６５号
北海道小樽市花園４丁目22番141号　メゾン・ド・ジョイ401号室、前住所北海道小樽市奥沢５丁目７番３号
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部